

区民委員会報告資料

令和元年6月25日

報告事項件名

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 平成30年度休日開庁の実施状況について | 1 |
| 2 | 住民記録・税務システムにかかる再構築支援業務委託に関する
プロポーザルの実施について | 5 |
| 3 | 平成30年度各種証明書のコンビニ交付の状況について | 8 |
| 4 | 住民票及びマイナンバーカード等への旧氏併記について | 11 |
| 5 | 国民健康保険業務委託（平成31年4月）の進捗状況と今後の
スケジュールについて | 17 |

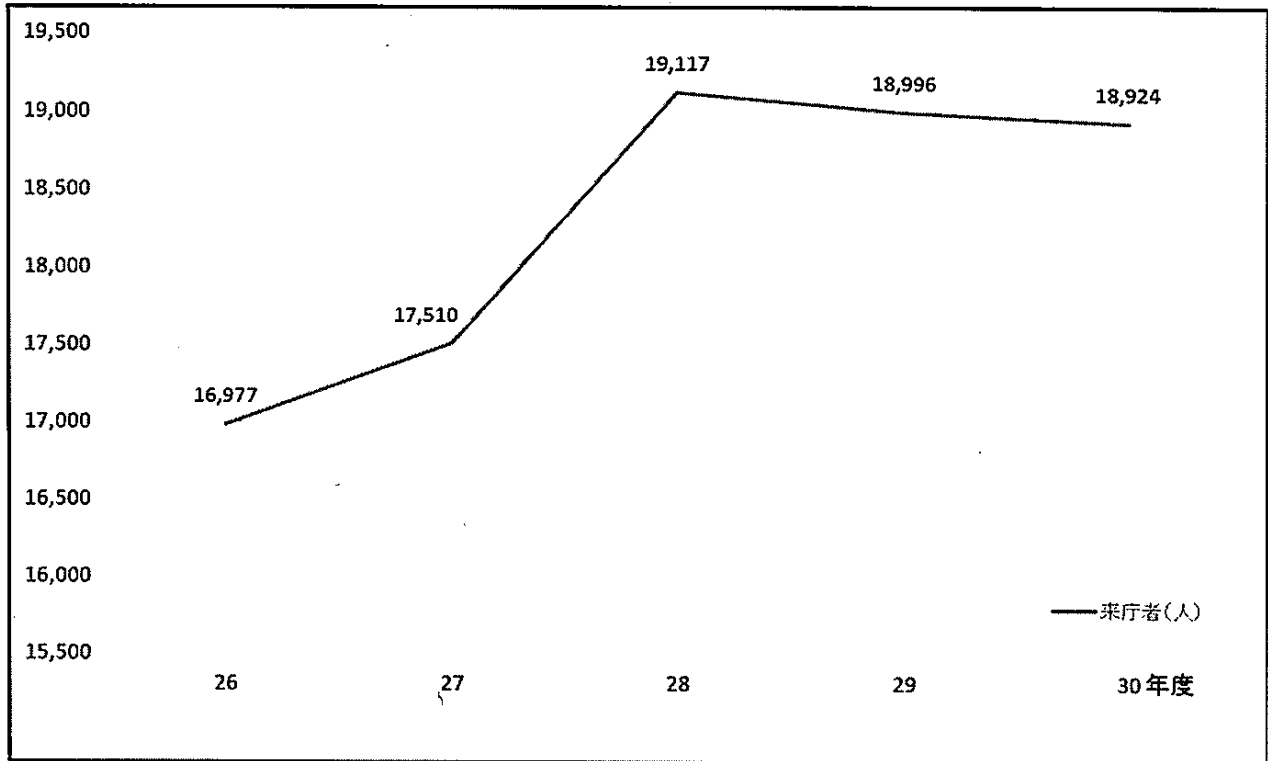
(区民部)

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年6月25日

件 名	平成30年度休日開庁の実施状況について						
所管部課名	区民部課税課、納税課、戸籍住民課、国民健康保険課、高齢医療・年金課、福祉部親子支援課、介護保険課、子ども家庭部子ども施設入園課						
内 容	平成30年度休日開庁の実績は、下記のとおりである。						
	記						
	1 実施日 毎月第4日曜日 午前9時から午後4時まで						
	2 取扱い業務 別紙のとおり						
	3 来庁者及び取扱い件数等（平成30年4月～平成31年3月）						
		開庁窓口	来庁者対応件数 (延べ件)	入電対応件数 (件)	納付相談（再掲）・催告 (件)	取扱い金額 (円)	従事職員 (延べ人)
		課税課	1,443	226	-	347,400	139
		納税課	887	300	1,412	10,675,900	288
		戸籍住民課	10,109	600	-	2,390,850	468
		個人番号カード 交付担当課	1,814	109	-	0	132
		国民健康保険課	2,418	511	1,124	11,749,843	211
		高齢医療・年金課	551	103	12	194,600	73
		親子支援課	1,196	89	-	0	130
		介護保険課	157	59	44	1,547,337	36
	子ども施設入園課	349	65	160	0	46	
	計	18,924	2,062	2,752	26,905,930	1,523	
	前年度実績 (H29年4月～30年3月)	18,996	2,230	2,683	21,529,182	1,519	
	対前年度比増減 (%)	-0.4	-7.5	2.6	25.0	0.3	
	来庁者数の推移は別紙のとおり						
問 題 点 今後の方針	休日開庁の実施日時及び取扱い業務について、今後もあだち広報や区ホームページ、ビュー坊テレビ等で周知する。また、コンビニエンスストアでの各種証明書交付についても活用の勧奨を進めていく。						

休日開庁来庁者対応件数推移



- ・ 28年度は、個人番号カード交付担当課におけるマイナンバーカードの取扱いが本格化したため増加している。
- ・ 過去3年間はほぼ同じ来庁者数で推移している。

足立区役所 休日開庁のご案内

H31.4月

◎ 開庁日 毎月第4日曜日

◎ 開庁時間 午前9時から午後4時まで

場所	開庁している窓口	業 務 内 容
南館 1階	戸籍住民課	<p>○転入、転出、転居の届出(海外転入者は除く) ※他区市町村等の確認が必要なものは、取扱いできない場合があります。 ※住民基本台帳カードによる特例の転入届は取り扱うことができません。また、マイナンバーカード【個人番号カード】による特例の転入届は、2019年9月22日・2019年12月22日及び2020年3月22日の休日開庁時は取り扱うことができません。</p> <p>○各種証明書の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等(広域交付の住民票、及び出生等で新たに住民登録された方のマイナンバー【個人番号】記載の住民票を除く。) ・印鑑登録、印鑑登録証明書 ・戸籍全部事項証明書【戸籍謄本】、戸籍個人事項証明書【戸籍抄本】・改製原戸籍謄本、改製原戸籍抄本 ・除籍全部事項証明書【除籍謄本】、除籍個人事項証明書【除籍抄本】・戸籍の附票・身分証明書(他自治体照会分除く) <p>○母子健康手帳の発行(新規及び再交付) ○飼い犬の登録、注射済票の発行(鑑札登録番号の確認ができる場合)</p> <p>○就学通知書の発行[在学証明書・教科書給与証明があり、学区内の学校を希望する場合](海外転入者は除く)</p> <p>○電子証明書の申請・発行 ※2019年4月28日・2019年9月22日・2019年12月22日及び2020年3月22日の休日開庁時は取り扱うことができません。</p> <p>○通知カード及びマイナンバーカード【個人番号カード】の表面・券面記載事項の変更 ※マイナンバーカード【個人番号カード】に関しては、2019年9月22日・2019年12月22日及び2020年3月22日の休日開庁時は取り扱うことができません。</p> <p>○出生・死亡・婚姻・離婚・転籍届などの受付 ※他区市町村等の確認が必要なものは、手続きが完了できない場合があります。</p> <p>○火葬許可証などの交付</p> <p>○特別永住者の届出(・氏名、国籍、生年月日などの記載事項の変更・特別永住許可申請・特別永住者証明書の交付申請) ※記載事項の変更届出で、法務省への確認が必要になるものは、受付できない場合があります。</p>
	課税課	<p>○特別区民税・都民税(住民税)の納税・課税証明書の発行 ○特別区民税・都民税(住民税)の申告受付</p> <p>○軽自動車税の納税証明書の発行</p> <p>○原動機付自転車の登録・廃車申告の受付</p> <p>※他区市町村及び警察等の確認が必要なものや、仮ナンバー事務は取り扱うことができません。</p>
中央館 1階	納税課	<p>○特別区民税・都民税(住民税)及び軽自動車税の納税</p> <p>○特別区民税・都民税(住民税)及び軽自動車税の納税相談</p>

図 和 州 加 地 産 研 別 館

場所	開庁している窓口	業 務 内 容
北館 2階	国民健康保険課	○国民健康保険の資格取得、喪失 ※必要書類あり:詳細はお問合せください。取扱いできない場合があります。 資格賦課担当 電話3880-5240[直通] ○保険証・高齢受給者証の再交付 ○国民健康保険料の納付 ○国民健康保険料の納付相談 滞納整理第一係・第二係 電話3880-5243~4[直通] ○国民健康保険料賦課額・納額証明書等の発行 ※必要書類あり:詳細はお問合せください。取扱いできない場合があります。 庶務担当 電話3880-5851[直通] ○限度額適用認定証の交付、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の申請 ※必要書類あり:詳細はお問合せください。取扱いできない場合があります。 給付担当 電話3880-5241[直通] (上記業務について、他の保険者等に確認が必要になるものは、受付できない場合があります。)
	高年齢医療・年金課	○後期高齢者医療制度に関する申請受付 ○後期高齢者医療保険料の納付 ○後期高齢者医療保険料の納付相談 ○国民年金の資格取得・喪失(任意加入を除く。) ○国民年金第1号被保険者の産前産後保険料免除該当届の受付 ○国民年金保険料の免除及び学生納付特例・納付猶予の申請受付
	介護保険課	○介護保険料の納付 ○介護保険料の納付相談
《休日開庁臨時窓口》 南館1階の戸籍住民課内	親子支援課	○児童手当に関する申請受付 ○子ども医療費助成に関する申請受付 ○児童扶養手当に関する申請の相談・受付 ○児童育成手当に関する申請の相談・受付 ○特別児童扶養手当に関する申請の相談・受付 ○ひとり親家庭等医療費助成制度に関する申請の相談・受付 ○都営交通無料乗車券の申請受付・交付(生活保護受給者・障害者手帳等をお持ちの方は除きます。) ○JR特定者資格証明書および特定者用定期乗車券購入証明書の申請受付・交付(生活保護受給者の方は除きます。) ※他区市町村等の確認が必要なものなど交付できない場合があります。詳細はお問合せください。 ※すでに受給中の方は児童扶養手当の証書、ひとり親の医療証(マル親医療証)をお持ちください。 ○ひとり親家庭の就労、資格取得に関する相談・受付(4月、8月、11月)
	子ども施設入園課	○保育施設利用申込受付(東京都認証保育所を除く) ※東京都認証保育所の申込は、直接各施設にお問合せください。 ・4月~11月、3月 区内保育施設・区外保育施設(申込月により入所対象月が定められています) ・12月~2月 区外保育施設 ○保育施設利用相談、各種変更届、保育料減額申請等の受付(保育料の受領を除く) ※保育施設=認可保育所、区立認定こども園、私立認定こども園(長時間)、小規模保育事業、家庭的保育(保育ママ)
3別階館	戸籍住民課	○個人番号カードの交付(事前予約制) ※2019年9月22日・2019年12月22日及び2020年3月22日の休日開庁日は実施しません。

電話3880-0039[直通]
です。親子支援係

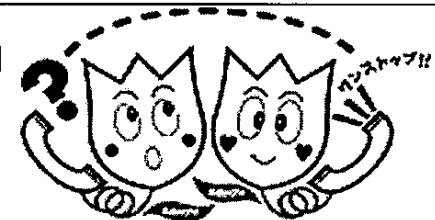
※児童扶養手当受給者が、対象

◇戸籍窓口開設時間以外の戸籍届出は、地下1階「時間外受付」でお預かりします。

◇弁護士による無料法律相談を行っています。(事前予約制) 予約先 区民の声相談課 電話3880-5359[直通]

受付時間:午前8時から午後8時
(1月1日から3日を除く毎日)

お問い合わせコール あたち
03-3880-0039
Eメール oshiete@city.adachi.tokyo.jp



区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年 6月25日

件 名	住民記録・税務システムにかかる再構築支援業務委託に関するプロポーザルの実施について				
所管部課名	区民部課税課 納税課 戸籍住民課				
内 容	<p>住民記録・税務システムにかかる再構築支援業務委託（※）に関する公募型プロポーザルの実施及びスケジュールについて、下記のとおり報告する。</p> <p>（※）再構築支援業務の主な内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新システムの開発事業者を選定するための支援 ・ 新システムに合わせた運用方法を確立するための支援 ・ 再構築費用の適正化を実現するための支援 等 <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 プロポーザル実施の目的・概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; background-color: #f0f0f0; padding: 5px;"> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現行の住民記録・税務システムが稼働してから18年が経過 ■ 老朽化に伴うシステムトラブルの対応増 ■ 保守・管理費用の負担増 等 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">▶</td> <td style="width: 40%; background-color: #f0f0f0; padding: 5px;"> <p>【解決のための方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民記録・税務システムの再構築（新システムの開発）を実施することで、課題解決を図る方針 ■ 新システムの稼働開始は令和5年1月を目標 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↑</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px;"> <p>【プロポーザル実施の目的・必要性】</p> <p>新システムの開発にあたっては、情報通信技術の専門的な知識や業務運用方法をゼロベースで構築するための知見等が必要となり、職員のみで対応することが非常に困難である。</p> <p>そのため、新システムの開発が適切かつスムーズに進むよう、コンサルティング事業者の力を活用し今後の業務を推進する。</p> <p>なお、この目的を達成するためには、専門的な知識・経験を豊富に有する優秀な事業者を選定する必要があることから、本件についてはプロポーザル方式を採用した。</p> </td> </tr> </table> <p>2 履行期間 契約締結（令和元年8月中旬予定）から令和5年3月31日（4年度間）</p> <p>3 提案限度価格 86,075,000円（4年度間の合計）</p>	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現行の住民記録・税務システムが稼働してから18年が経過 ■ 老朽化に伴うシステムトラブルの対応増 ■ 保守・管理費用の負担増 等 	▶	<p>【解決のための方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民記録・税務システムの再構築（新システムの開発）を実施することで、課題解決を図る方針 ■ 新システムの稼働開始は令和5年1月を目標 	<p>【プロポーザル実施の目的・必要性】</p> <p>新システムの開発にあたっては、情報通信技術の専門的な知識や業務運用方法をゼロベースで構築するための知見等が必要となり、職員のみで対応することが非常に困難である。</p> <p>そのため、新システムの開発が適切かつスムーズに進むよう、コンサルティング事業者の力を活用し今後の業務を推進する。</p> <p>なお、この目的を達成するためには、専門的な知識・経験を豊富に有する優秀な事業者を選定する必要があることから、本件についてはプロポーザル方式を採用した。</p>
<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現行の住民記録・税務システムが稼働してから18年が経過 ■ 老朽化に伴うシステムトラブルの対応増 ■ 保守・管理費用の負担増 等 	▶	<p>【解決のための方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民記録・税務システムの再構築（新システムの開発）を実施することで、課題解決を図る方針 ■ 新システムの稼働開始は令和5年1月を目標 			
<p>【プロポーザル実施の目的・必要性】</p> <p>新システムの開発にあたっては、情報通信技術の専門的な知識や業務運用方法をゼロベースで構築するための知見等が必要となり、職員のみで対応することが非常に困難である。</p> <p>そのため、新システムの開発が適切かつスムーズに進むよう、コンサルティング事業者の力を活用し今後の業務を推進する。</p> <p>なお、この目的を達成するためには、専門的な知識・経験を豊富に有する優秀な事業者を選定する必要があることから、本件についてはプロポーザル方式を採用した。</p>					

- 4 プロポーザル選定委員会
合計6人の委員で構成、委員の内訳は以下のとおり。

	役 職	人数
学識経験者	弁護士、大学教授	4人
区職員	区民部長、情報システム課長	2人

- 5 プロポーザルに関するスケジュール
- 平成31年4月25日 第1回選定委員会（応募要件等の決定）
令和元年 5月 7日～20日 公募（提案募集要件、説明書等の配布）
令和元年 6月11日 第2回選定委員会（書類審査）
令和元年 7月17日 第3回選定委員会
（提案書・プレゼンテーションによる審査）
令和元年 8月中旬 契約締結
- 6 システム再構築の全体スケジュール（参考）
別紙「【参考】住民記録・税務システムの再構築に関する全体スケジュール」のとおり。

問題点
今後の方針

- ・ 本件プロポーザルの事業者選定結果については、今後報告をする。
- ・ 本件プロポーザルにより選定された事業者とともに、システム再構築業務を前進させる。

【参考】住民記録・税務システムの再構築に関する全体スケジュール

年	平成31年・令和元年												令和2年												令和3年												令和4年												令和5年														
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3														
システム再構築準備・検討	再構築支援事業者選定												最適なシステム開発事業者選定のための検討 新たな運用方法構築のための検討等												新システムをベースにした新たな運用方針案の作成 運用改善案・運用マニュアル案の作成等																																						
新システム開発事業者選定													開発事業者選定のための業務分析・情報収集等												システム開発事業者選定																																						
新システム開発開始																									成果物のチェック等												設計・開発・テスト												検証担当職員のサポート等												稼働後フォローアップ		
新システムへのデータ移行													データ移行準備												データ移行要件確定												データ移行												データ移行の工程管理等												稼働後フォローアップ		

【補足】各チャートの内容

- ① 濃灰色／白文字のチャート … 再構築支援事業者（コンサルティング事業者）が担当する業務
- ② 薄灰色の網掛けのチャート … 各課および新システム開発事業者が担当する業務

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年6月25日

件 名	平成30年度 各種証明書のコンビニ交付の状況について																		
所管部課名	区民部戸籍住民課 課税課 地域のちから推進部地域調整課																		
内 容	<p>1 平成30年度のコンビニ交付状況について コンビニでの各種証明書発行通数及び窓口（区民事務所等）発行全体に対するコンビニ交付の構成比</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行枚数 63,494通（平成29年度：55,556通） ・ 構成比 8.4%（平成29年度：7.1%） <p>各種証明書のコンビニ交付発行率は、平成30年度年間で8.4%と区民事務所等比較で4位から3位に上昇した。 ※詳細は別添資料1のとおり</p> <p>2 令和元年度のサービス休止日について</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">月 日</th> <th style="width: 20%;">期間</th> <th style="width: 50%;">休止理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月6日（土）</td> <td>終日</td> <td>東京都庁電気設備点検</td> </tr> <tr> <td>8月24日（土）</td> <td>終日</td> <td>東京都庁電気設備点検</td> </tr> <tr> <td>10月13日（日）～ 10月14日（月・祝）</td> <td>終日</td> <td>区本庁舎電気設備点検</td> </tr> <tr> <td>11、12月の土、日、 祝日の1日</td> <td>終日</td> <td>東京都庁電気設備点検</td> </tr> <tr> <td>12月29日（日）～ 1月3日（金）</td> <td>終日</td> <td>年末年始</td> </tr> </tbody> </table>	月 日	期間	休止理由	7月6日（土）	終日	東京都庁電気設備点検	8月24日（土）	終日	東京都庁電気設備点検	10月13日（日）～ 10月14日（月・祝）	終日	区本庁舎電気設備点検	11、12月の土、日、 祝日の1日	終日	東京都庁電気設備点検	12月29日（日）～ 1月3日（金）	終日	年末年始
月 日	期間	休止理由																	
7月6日（土）	終日	東京都庁電気設備点検																	
8月24日（土）	終日	東京都庁電気設備点検																	
10月13日（日）～ 10月14日（月・祝）	終日	区本庁舎電気設備点検																	
11、12月の土、日、 祝日の1日	終日	東京都庁電気設備点検																	
12月29日（日）～ 1月3日（金）	終日	年末年始																	
問 題 点 今後の方針	<p>令和元年度はコンビニ交付構成比9%（約70,000通）の証明書発行を目標にする。</p> <p>コンビニ交付やマイナンバーカードの普及に向け、引続きあだち広報、区ホームページ、ビュー坊テレビ、ツイッター等で区民に周知する。</p>																		

コンビニエンスストアにおける各種証明書の発行状況 (平成30年4月～31年3月)

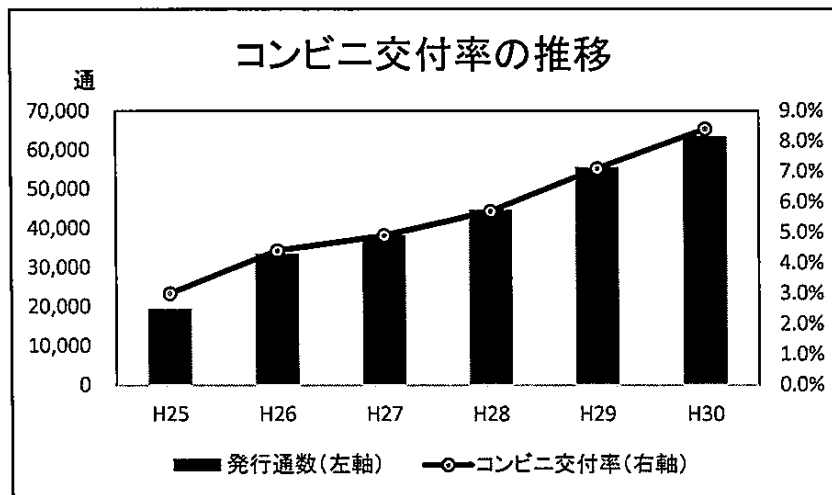
1 区民事務所等との比較

	住民票の 写し	印鑑登録 証明書	戸籍謄本・ 抄本	戸籍の附票 の写し	課税証明書	納税証明書	計	構成比
戸籍住民課	84,278	29,587	21,564	1,711	—	—	137,140	18.0%
千住	58,012	28,604	18,160	1,299	18,721	1,897	126,693	16.7%
コンビニ交付	31,042	16,534	4,464	440	9,742	1,272	63,494	8.4%
竹の塚	22,516	10,212	4,504	221	12,781	827	51,061	6.7%
東綾瀬	23,590	12,120	4,462	453	7,487	740	48,852	6.4%
西新井	15,804	8,289	3,156	197	7,010	435	34,891	4.6%
鹿浜	13,925	8,729	3,061	155	7,407	511	33,788	4.4%
佐野	14,049	9,047	3,051	136	6,665	350	33,298	4.4%
舎人	13,586	8,810	3,080	134	5,802	380	31,792	4.2%
梅田	12,799	7,921	3,170	277	4,054	274	28,495	3.7%
花畑	10,849	7,075	2,656	151	6,059	287	27,077	3.6%
保塚	11,166	8,128	2,242	150	4,812	205	26,703	3.5%
伊興	10,624	7,191	2,498	134	4,214	255	24,916	3.3%
興本	10,490	6,573	2,583	121	4,181	334	24,282	3.2%
中川	9,370	5,732	2,194	132	3,434	300	21,162	2.8%
江北	8,469	4,580	1,587	106	4,632	267	19,641	2.6%
新田	6,850	3,680	1,049	59	3,036	421	15,095	2.0%
江南	5,215	2,720	958	31	2,282	281	11,487	1.5%
合計	362,634	185,532	84,439	5,907	112,319	9,036	759,867	

区民事務所計	340,118	175,320	79,935	5,686	99,538	8,209	708,806
--------	---------	---------	--------	-------	--------	-------	---------

コンビニ交付率	8.6%	8.9%	5.3%	7.4%	8.7%	14.1%
---------	------	------	------	------	------	-------

2 年度別発行内訳

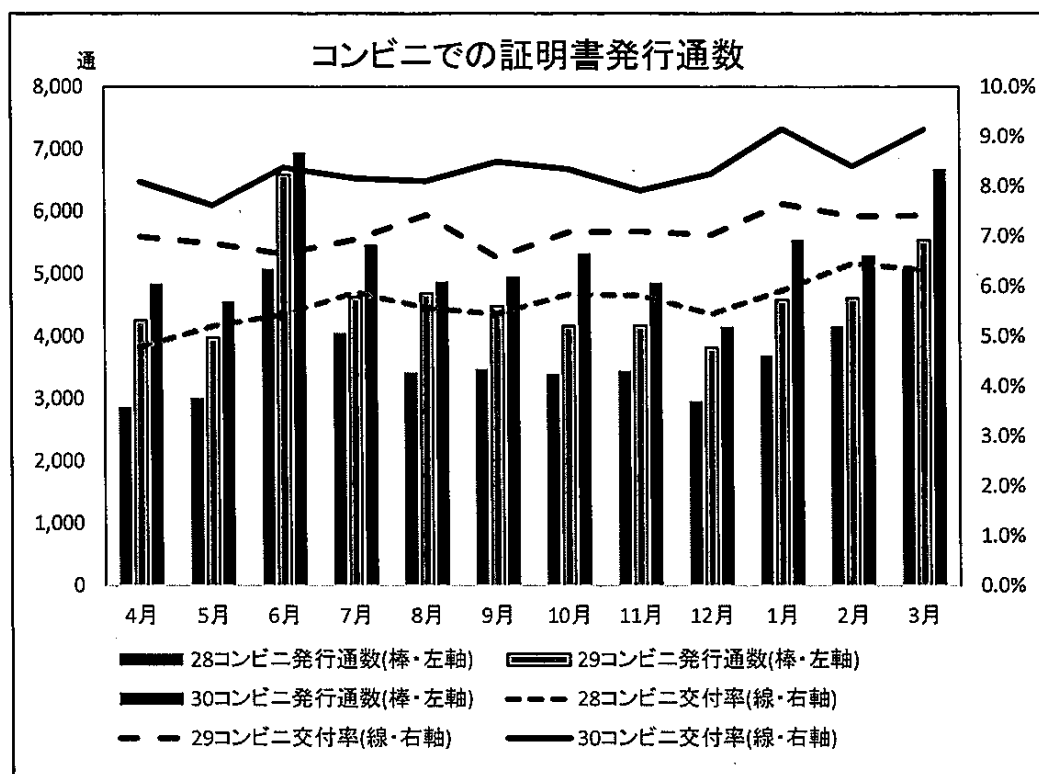


コンビニ交付率の推移(年度別)

	コンビニ交付率	発行通数
H25	3.0%	19,424
H26	4.4%	33,446
H27	4.9%	38,178
H28	5.7%	44,646
H29	7.1%	55,556
H30	8.4%	63,494

※コンビニ交付率……区民事務所窓口とコンビニの合計に占めるコンビニでの発行割合

3 月別発行内訳



4 時間帯別発行内訳

時間帯	通数	構成比
～8:30 早朝	3,003	4.7%
～12:00 午前	16,514	26.0%
～17:15 午後	26,044	41.0%
～23:00 夜間	17,933	28.2%
計	63,494	---

5 曜日別発行内訳

曜日	通数	構成比
月曜日	10,683	16.8%
火曜日	10,444	16.4%
水曜日	9,959	15.7%
木曜日	9,634	15.2%
金曜日	9,226	14.5%
土曜日	5,800	9.1%
日曜日	7,748	12.2%
計	63,494	---

6 区内外での発行内訳

	通数	構成比
足立区内	50,157	79.0%
足立区外	13,337	21.0%
計	63,494	---

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年6月25日

件 名	住民票及びマイナンバーカード等への旧氏併記について
所管部課名	区民部戸籍住民課
内 容	<p>1 概要 女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等が改正され、住民基本台帳に登録されている氏名の他に、住民票の写しやマイナンバーカード等に旧氏の併記が可能になる。</p> <p>2 施行期日 令和元年11月5日</p> <p>3 運用 ※別添資料1、2参照 (1) 旧氏とは、その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載されているものである。 (2) 旧氏が併記されるもの ・住民票の写し ・マイナンバーカード ・印鑑登録証明書 ・転出証明書</p> <p>4 税・福祉等の他の事務への影響 現時点では、住民基本台帳関連の事務に限定されている。</p>
問 題 点 今後の方針	<p>1 旧氏での印鑑登録を可能にするため、印鑑条例の改正案を第3回定例会に提出する。</p> <p>2 窓口での対応方法等について遺漏なく準備を進める。</p> <p>3 条例成立後、あだち広報やホームページ等で区民への情報提供を行う。</p>

総行住第58号
平成31年4月17日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長

総務省自治行政局長
(公印省略)

住民基本台帳法施行令等の一部改正について(通知)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)が、本日公布されました。

この改正は、氏に変更があった者の旧氏の住民票への記載に関する事項等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととしたものです。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)の一部改正

- 1 氏に変更があった者は、住民票に旧氏の記載を求めることができることとし、旧氏の住民票への記載の手續等について所要の規定を設けるものとする。 (第30条の13及び第30条の14関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第2 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令(平成15年政令第408号)の一部改正

- 1 旧氏を旧氏記載者に係る署名用電子証明書の記録事項とする等、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の規定の適用について、旧氏記載者の特例を定めるものとする。 (第33条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
(平成26年政令第155号)の一部改正
旧氏を旧氏記載者に係る個人番号カードの記載事項とすること。(第1条関係)

第4 施行期日等に関する事項

- 1 この政令は、平成31年11月5日から施行するものとする。 (附則第1項関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うものとする。

住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等について

女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)等の改正を行うもの

施行予定日:平成31年11月5日

旧氏とは

- その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの。

住民票、個人番号カード等に記載できる旧氏

- 旧氏を初めて記載する際には、任意の旧氏を記載可能
 - ・ 一度記載した旧氏は、婚姻等により氏が変更されてもそのまま記載が可能。
 - ・ 旧氏は、他市区町村に転入しても引き続き記載可能。
- 氏が変更した場合には、直前に称していた旧氏に限り、変更可能
- 旧氏の削除は可能だが、その後氏を変更した場合に限り、削除後に称していた旧氏の再記載可能

旧氏記載の請求、旧氏確認の方法

- 旧氏(一人一つ)の記載を希望する者は、住所地市区町村に請求する。
- 請求者は、記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証明するため、当該旧氏が記載された戸籍謄抄本等を持参しなければならない。

住民票における旧氏記載の位置

<日本人住民に係る住民票の様式例>

住 民 票										
氏名	平 昭 大 明		世帯主	男	続	籍	昭 和	年 月 日	生	女
	年 月 日									
住所	住所欄						住民となつた年月日	昭和	年 月 日	昭 和
	住所欄									
本籍	本籍欄						筆頭者	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	本籍欄									
前	前住所欄						筆頭者	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	前住所欄									

旧氏欄を追加

個人番号カードにおける旧氏記載の位置

山田 [佐藤] 花子
 ↑ ↑ ↑
 氏 [旧氏] 名

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年6月25日

件 名	国民健康保険業務委託（平成31年4月）の進捗状況と今後のスケジュールについて																								
所管部課名	区民部国民健康保険課																								
内 容	<p>平成31年4月1日からの業務委託の進捗状況について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 窓口対応状況（窓口受付件数及び平均待ち時間）</p> <div style="text-align: center;"> <p>平成31年4月と各年同月における 窓口受付件数及び平均待ち時間の対比</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年4月</th> <th>平成30年4月</th> <th>平成31年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口合計件数</td> <td>4,863</td> <td>6,128</td> <td>6,055</td> </tr> <tr> <td>平均待ち時間</td> <td>0:02:37</td> <td>0:03:28</td> <td>0:01:10</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>2 今後のスケジュール（予定件数は5月22日現在の見込数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施予定日</th> <th style="width: 60%;">業務内容</th> <th style="width: 25%;">予定件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月4日</td> <td>限度額適用認定申請書（年次）発送</td> <td>約 10,000 件</td> </tr> <tr> <td>7月19日</td> <td>高齢受給者証（年次）発送</td> <td>約 30,000 件</td> </tr> <tr> <td>9月2日</td> <td>国民健康保険証一斉更新</td> <td>約 108,000 件</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年4月	平成30年4月	平成31年4月	窓口合計件数	4,863	6,128	6,055	平均待ち時間	0:02:37	0:03:28	0:01:10	実施予定日	業務内容	予定件数	7月4日	限度額適用認定申請書（年次）発送	約 10,000 件	7月19日	高齢受給者証（年次）発送	約 30,000 件	9月2日	国民健康保険証一斉更新	約 108,000 件
	平成27年4月	平成30年4月	平成31年4月																						
窓口合計件数	4,863	6,128	6,055																						
平均待ち時間	0:02:37	0:03:28	0:01:10																						
実施予定日	業務内容	予定件数																							
7月4日	限度額適用認定申請書（年次）発送	約 10,000 件																							
7月19日	高齢受給者証（年次）発送	約 30,000 件																							
9月2日	国民健康保険証一斉更新	約 108,000 件																							
問 題 点 今後の方針	上記2に記載の今後予定されている業務に備え、更なるサービス向上を図るべく、万全の準備を進めていく。																								